

日本社会医療法人協議会 ニュース

略称 **日社協ニュース** 第**30**号
令和5年3月1日発行

発行所：一般社団法人日本社会医療法人協議会 発行人：西澤寛俊
 〒102-0071 東京都千代田区富士見2-6-12 TEL/FAX:03-6261-0138 URL:https://nishakyo.or.jp/ E-mail:info@nishakyo.or.jp
 制作：株式会社日本医療企画 〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-20-5 TEL:03-3553-2864

令和4年度社会医療法人トップマネジメント研修

医療法人への法定監査導入から5年 現状や今後の課題について考える

日本社会医療法人協議会は2022年12月4日、「令和4年度社会医療法人トップマネジメント研修」をハイブリッド形式で開催した。冒頭、挨拶を行った西澤寛俊会長は、社会医療法人が法定監査を受けることが義務づけられてから5年経過し、意義やメリット、他法人での実施状況など多くの疑問が出てきたと指摘。「本研修では経験豊かな公認会計士を講師に迎え、法定監査の実態と今後の課題について講演いただく。有意義な研修会にしていきたいと思います」と話した。



挨拶を行う西澤寛俊会長

中小監査法人の立場から 法定監査について見解示す

まず監査法人MMPGエーマック代表社員で公認会計士の西田大介氏が「中小監査法人から見る法定監査について」と題し講演した。

西田氏は、中小監査法人の立場から、法定監査の導入による影響や、中小法人が直面する課題について詳しく説明した。特に、中小法人は経営者や役員が単独で経営しているケースが多く、監査体制の構築が難しいという現状を指摘した。また、監査費用の負担や、監査の質の確保についても触れ、中小法人が法定監査を受けようとする際には、事前に監査法人と十分なコミュニケーションを図ることが重要であると述べた。

西田氏は、中小監査法人の立場から、法定監査の導入による影響や、中小法人が直面する課題について詳しく説明した。特に、中小法人は経営者や役員が単独で経営しているケースが多く、監査体制の構築が難しいという現状を指摘した。また、監査費用の負担や、監査の質の確保についても触れ、中小法人が法定監査を受けようとする際には、事前に監査法人と十分なコミュニケーションを図ることが重要であると述べた。

西田氏は、中小監査法人の立場から、法定監査の導入による影響や、中小法人が直面する課題について詳しく説明した。特に、中小法人は経営者や役員が単独で経営しているケースが多く、監査体制の構築が難しいという現状を指摘した。また、監査費用の負担や、監査の質の確保についても触れ、中小法人が法定監査を受けようとする際には、事前に監査法人と十分なコミュニケーションを図ることが重要であると述べた。